

にこにこ三豊デイサービス運営規程 （新） R7.4 改定

（事業の目的）

第 1 条 特定非営利活動法人にこにこ三豊が開設するにこにこ三豊デイサービス（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 事業所の通所介護従業者は、要介護又は要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの事業提供に努めるものとする。
- 三 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 四 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 五 地域密着型通所介護等の提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|---------------------------|
| 一 名 称 | にこにこ三豊デイサービス |
| 二 所在地 | 香川県三豊市高瀬町上高瀬 1 8 8 3 番地 1 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活向上を図るための相談援助、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。
- 三 看護職員 1 名以上
看護職員は利用者の健康状態の確認、持参した薬の管理、創処置等に当たる。
- 四 介護職員 2 名以上
介護職員は通所介護計画に基づき地域密着型通所介護等の提供に当たる。
- 五 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前7時半から午後5時
- サービス提供時間 午前9時から午後4時15分までとする。

(地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を合わせて1日15人とする。

(地域密着型通所介護等の内容)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 通所介護の施設における入浴介助
- 二 食事の提供
- 三 生活指導(相談・助言)
- 四 機能訓練、レクリエーション
- 五 健康チェック
- 六 送迎サービス
- 七 認知症ケア

(地域密着型通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 二 食費 一日650円(おやつ代含む)
- 三 オムツ代 一枚オムツ100円 パット小50円 パット大100円 リハビリパンツ120円
- 四 洗濯代 一回300円または150円
- 五 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。
- 六 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三豊市とする。

但し、高瀬町(旧二の宮村(佐股、羽方)、旧麻(下麻、上麻))仁尾町：全域、財田町：全域、山本町(長野)、詫間町(糸室)地域を中山間地域とし、中山間地域加算を必要とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

る。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 入浴サービスを利用する際の留意事項
 - (1) バイタルチェックを入念に行なう
 - (2) 本人の同意を得る
- 三 給食サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 健康状態に合った調理形態にする。
- 四 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 自宅での体調を本人又は家族より聞き取る。
 - (2) 安全に留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 通所介護従業者等は、地域密着型通所介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者又は防火管理についての責任者を設置して、消防計画（これに準ずる計画を含む。）を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び非難の訓練（年 2 回）
 - (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
 - (3) 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
 - (4) その他防火管理上必要な業務
- 二 事業所は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第 13 条 事業所は、地域密着型通所介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

二 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとし、清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

二 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第 15 条 通所介護従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 二 事業所は、通所介護従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者等との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供した地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 二 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 三 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業者は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 二 事業所は、適切な地域密着型通所等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 三 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、地域密着型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 四 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 五 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人にここ三豊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について通所介護従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 通所介護従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成17年 10月 1日より施行する。
この規程は、平成17年 12月 1日より施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成18年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成19年 1月 4日より施行する。
この規程は、平成19年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成20年 2月 1日より施行する。
この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成20年 10月 1日より施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成21年 7月 1日より施行する。
この規程は、平成22年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成25年 5月 1日より施行する。
この規程は、平成25年 11月 1日より施行する。
この規程は、平成26年 2月 1日より施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成28年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成29年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成29年 12月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 9月 1日より施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和3年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和4年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和5年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和7年 4月 1日より施行する。